三　統計法施行令（平成二十年政令第三百三十四号）第一条
四　障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律施行令（平成二十八年政令第三十二号）第二条
（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令等の一部改正）
第十条　次に掲げる政令の規定中「、独立行政法人日本貿易保険」を削る。
一　官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令（昭和四十一年政令第二百四十八号）第二条第一号
二　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）第一号
三　国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第二条第三項の法人を定める政令（平成十九年政令第三百四十四号）第一号
四　母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法第六条の法人を定める政令（平成二十五年政令第三号）第一号
五　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二十二号）第二条第一号
六　雨水の利用の推進に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成二十六年政令第百七十二号）第一号
（高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令の一部改正）
第十一条　高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令（昭和五十一年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。
附則第二項第一号中「、独立行政法人日本貿易保険」を削り、同項第六号中「及び株式会社日本政策金融公庫」を「、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社日本貿易保険」に改める。
（保険業法施行令の一部改正）
第十二条　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。
第三十六条及び第三十七条の四の五中「貿易保険法施行令第二十八条」を「貿易保険法施行令第十八条」に改める。
（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令の一部改正）
第十三条　農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行令（平成九年政令第八号）の一部を次のように改正する。
附則第十四条第一項第八号中「第十七条第四項及び第五項」を「第二十九条第二号」に改める。
（経済産業省組織令の一部改正）
第十四条　経済産業省組織令（平成十二年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。
第六条第一項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十二号までを二号ずつ繰り上げ、同条第二項中「同項第七号及び第八号」を「同項第五号及び第六号」に、「同項第十一号」を「同項第九号」に改める。
第五十条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とする。
第百六十一条第五号を次のように改める。
五　中小企業等経営強化法の施行に関すること（経済産業政策局及び商務情報政策局並びに事業環境部並びに経営支援課及び技術・経営革新課の所掌に属するものを除く。）。
（郵政民営化法施行令の一部改正）
第十五条　郵政民営化法施行令（平成十七年政令第三百四十二号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第三号中「第十五条第二項」を「第十四条第二項」に改める。
（株式会社商工組合中央金庫法施行令の一部改正）
第十六条　株式会社商工組合中央金庫法施行令（平成十九年政令第三百六十七号）の一部を次のように改正する。
第五条第二項中「、貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号）第十七条第五項」及び「貿易保険法第十七条第一項の規定により発行する貿易保険債券又は」を削る。
（職員の退職管理に関する政令の一部改正）
第十七条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の一号を加える。
八十七　株式会社日本貿易保険
第三十条に次の一号を加える。
三十一　株式会社日本貿易保険
（行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部改正）
第十八条　行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。
第十六条に次の一号を加える。
三十一　株式会社日本貿易保険

第二章　経過措置

（会社の設立の際出資とされない財産）
第十九条　貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第六条第一項の政令で定める財産は、次に掲げるものとする。
一　株式会社日本貿易保険（以下「会社」という。）の成立の際現に経済産業省の貿易経済協力局貿易保険課に使用されている物品のうち経済産業大臣が指定するもの
二　旧貿易再保険特別会計（改正法附則第六条第一項に規定する旧貿易再保険特別会計をいう。以下同じ。）に所属する財産のうち前号に掲げるもの以外のものであって、経済産業大臣が指定するもの
（権利義務の承継の時期）
第二十条　改正法附則第十二条に規定する権利及び義務は、会社の成立の時において会社が承継する。ただし、改正法附則第二十四条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧貿易再保険特別会計における平成二十八年度の収入及び支出並びに同年度以前の各年度の決算に係るものにあっては、これらの各年度の決算が完結した時において会社が承継する。
（会社が承継しない権利義務）
第二十一条　改正法附則第十二条の政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。
一　旧貿易再保険特別会計に所属する権利及び義務のうち、平成二十八年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十九年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担に係る債務
二　第十九条第一号に規定するもの及び同条第二号に規定するものに係る権利及び義務
三　改正法附則第十二条に規定する旧貿易保険法による政府の再保険事業に関し国が有する権利及び義務のうち前二号に掲げるもの以外のものであって、経済産業大臣が指定するもの
（独立行政法人日本貿易保険の解散の登記の嘱託等）
第二十二条　改正法附則第十三条第一項の規定により独立行政法人日本貿易保険が解散したときは、経済産業大臣は、遅滞なく、その解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。
2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。
（承継資産に係る評価委員の任命等）
第二十三条　改正法附則第十四条第一項の評価委員は、次に掲げる者につき経済産業大臣が任命する。
一　財務省の職員　一人
二　経済産業省の職員　一人
三　改正法第一条の規定による改正後の貿易保険法（昭和二十五年法律第六十七号。第二十六条において「新貿易保険法」という。）第七条第一項に規定する会社の役員等（会社が成立するまでの間は、改正法附則第二条の設立委員）　一人
四　学識経験のある者　二人